



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様
の安全を最優先に、株主総会へのご来場を見合わせ、
事前に書面又はインターネット等により議決権をご行使
くださいますよう、強くお願い申し上げます。なお、今後の
状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.maruchan.co.jp/ir/>



東洋水産株式会社

証券コード：2875

第74回 定時株主総会

招集ご通知

日時

2022年6月23日(木曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場所

東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー1階
ニューピアホール

決議事項

<会社提案(第1号議案から第6号議案まで)>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役15名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

<株主提案>

- 第7号議案 定款一部変更の件

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々にお悔やみ申し上げます。また、感染拡大防止にご尽力されている多くの皆様に深く敬意を表します。

2022年度より、私たち東洋水産グループは、新たな3カ年中期経営計画をスタートします。国内事業では「やわらか食品」市場への参入、海外事業では新生活様式に対応した商品提案に積極的に取り組み、食のワクワク感を皆様にお届けできるよう、これからも一丸となって取り組んでまいります。

そして、社会課題や環境に対しても重点課題を定め、中長期の目標を設定し、持続的成長の実現を目指してまいります。株主の皆様には今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長
今村 将也



Smiles for All.

すべては、笑顔のために。

目次



第74回
定時株主総会招集ご通知

1 P



議決権行使についての
ご案内

4 P



株主総会参考書類

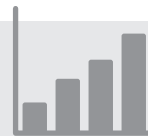
<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役15名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件
第6号議案 役員賞与支給の件
<株主提案>
第7号議案 定款一部変更の件

6 P



事業報告（添付書類）

28 P



連結計算書類・
計算書類

46 P



監査報告

50 P



株主優待に関するお知らせ

60 P

証券コード 2875
2022年6月2日

株 主 各 位

東京都港区港南二丁目13番40号
東 洋 水 産 株 式 会 社
代表取締役社長 今 村 将 也

第74回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第74回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお見合わせいただきますよう、強くお願い申し上げます。

なお、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月23日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所	東京都港区海岸一丁目11番1号 ニューピア竹芝ノースタワー1階 ニューピアホール
3. 目的事項 報告事項	1. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第74期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）> 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役15名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 役員賞与支給の件 <株主提案> 第7号議案 定款一部変更の件

以 上

株主様へのお願い

- 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により当社対応を変更する場合（会場の変更等）がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.maruchan.co.jp/ir/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
- 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使していただくに際しては、できるだけインターネット等により議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを着用されない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。）
- 会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、検温にご協力いただけない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございますので、予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク等着用で対応をさせていただきます。
- 本総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催時間を短縮させていただき、そのために必要な運営をさせていただき場合がございます。
- 当日のご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
なお、当日のご出席は議決権を有する株主様ご本人又は代理人（議決権を有する株主様）の方1名に限ります。
- カメラやスマートフォン、携帯電話等による会場内の撮影や録音は、ご遠慮ください。

ウェブサイト掲載のご案内

- 本定時株主総会招集ご通知において提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。

従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
 - ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表
 - ⑤ 株主資本等変動計算書
 - ⑥ 個別注記表
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社ウェブサイト <https://www.maruchan.co.jp/>

株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況や政府等の発表内容等により当社対応を変更する場合（会場の変更等）がございます。当社ウェブサイトにて、発信情報をご確認ください。よろしくお願いいたします。

議決権行使についてのご案内



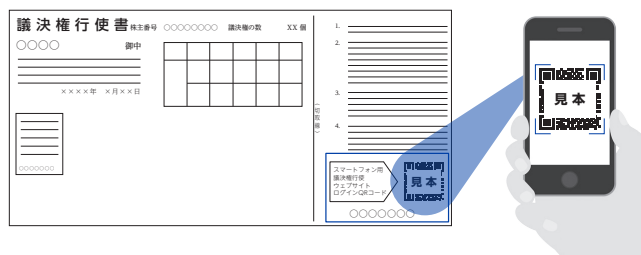
インターネット等による議決権行使

行使期限 | 2022年6月22日（水曜日）
午後5時30分入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが下記の「議決権行使ウェブサイト」より、変更をお願いします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。
- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9：00～21：00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。



書面による議決権行使

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 | 2022年6月22日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書

株主番号 議決権行使数

議案	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否	賛	否
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												

東洋水産株式会社

→ こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

会社提案 第1、2、4～6号議案

- 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 「否」の欄に○印

会社提案 第3号議案

- 全員賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

株主提案 第7号議案

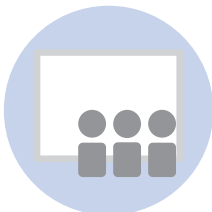
- 賛成の場合 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 「否」の欄に○印

当社取締役会は、第7号議案に反対しております。

※ 賛否欄に記載がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等と書面（議決権行使書）の両方で議決権行使をされた場合は、後に到着したものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ただし、この両方が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



株主総会出席による議決権行使

株主総会当日に同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付**にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

開催日時 | 2022年6月23日(木曜日) 午前10時
開催場所 | ニューピアホール

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案

剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第74期の期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開に備えさせていただきますとともに、安定的な配当の継続を基本とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 1 配当財産の種類…………… 金銭といたします。
- 2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額……………当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は5,108,838,000円となります。
これにより中間配当（1株につき40円）と合わせまして、年間配当金は1株につき90円となります。
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日……………2022年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>① 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>③ 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案

取締役15名選任の件

取締役全員（15名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役15名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。なお、当社の定める「取締役の選任基準」及び「社外役員
の独立性に関する考え方」は20ページに記載のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位	候補者属性
1	つつみ 堤 ただす 殷	代表取締役会長	再任
2	いま むら まさ なり 今 村 将 也	代表取締役社長	再任
3	すみ もと のり たか 住 本 憲 隆	専務取締役	再任
4	おき ひとし 沖 斉	専務取締役	再任
5	ま き や り え こ 真 喜 屋 理 恵 子	常務取締役	再任
6	もち づき まさ ひさ 望 月 正 久	常務取締役	再任
7	むら かみ おさむ 村 上 修	常務取締役	再任
8	は やま とも ひで 葉 山 知 秀	取締役	再任
9	まつ もと ち よ こ 松 本 千 代 子	取締役	再任
10	とう め こう いち 東 目 浩 一	北海道事業部長	新任
11	や ち ひろ やす 谷 地 弘 安	取締役	再任 社外 独立
12	みね き ま ち こ 峯 木 真 知 子	取締役	再任 社外 独立
13	や ざわ けん いち 矢 澤 健 一	取締役	再任 社外 独立
14	ち の いさむ 千 野 勇	取締役	再任 社外 独立
15	こ ばやし てつ や 小 林 哲 也	取締役	再任 社外 独立

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

1

つつみ
堤ただす
殷

1945年1月25日生

再任

所有する
当社の株式数
41,028株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1968年4月 当社入社
 1989年6月 同 取締役
 1993年6月 同 常務取締役
 1999年4月 同 代表取締役専務
 2003年6月 同 代表取締役社長
 2012年6月 同 代表取締役会長 (現)

取締役候補者とした理由

堤殷氏は、当社の社長として長年にわたり経営を担った経験と実績を有しております。現在も会長として業務執行の監督等、的確な役割を果たしていることから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・堤殷氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・堤殷氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

2

いま むら まさ なり
今 村 将 也

1957年7月19日生

再任

所有する
当社の株式数
24,248株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1981年4月 当社入社
 2011年6月 同 取締役
 2012年6月 同 常務取締役
 2013年6月 同 専務取締役
 2014年6月 同 代表取締役社長 (現)

取締役候補者とした理由

今村将也氏は、管理部門、営業部門の統括等、多岐にわたる経験と実績を有しております。社長就任後は中期経営計画を策定する等、企業価値向上に努めております。このようなことから当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といたしました。

- ・今村将也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・今村将也氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

3

すみ もと のり たか
住 本 憲 隆

1966年2月7日生

再任

所有する
当社の株式数
19,469株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1988年4月 当社入社
 2011年6月 同 取締役
 2014年6月 同 常務取締役
 2014年6月 マルチャン,INC. 取締役社長 (現)
 2014年6月 マルチャンバージニア,INC. 取締役社長 (現)
 2014年6月 マルチャンテキサス,INC. 取締役社長 (現)
 2015年6月 マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V. 取締役会長 (現)
 2018年6月 当社 専務取締役 (現)

- ・住本憲隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・住本憲隆氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

取締役候補者とした理由

住本憲隆氏は、海外事業に関する業務を長年けん引してまいりました。このような経験と実績から当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といいたしました。

4

おき ひとし
沖 斉

1959年9月3日生

再任

所有する
当社の株式数
6,188株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1983年4月 当社入社
 2009年3月 同 関西事業部大阪支店長
 2011年2月 同 東京支店長
 2012年6月 同 取締役
 2015年6月 同 常務取締役
 2019年6月 同 専務取締役 (現)

- ・沖斉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・沖斉氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

取締役候補者とした理由

沖斉氏は、国内営業に関する業務を長年けん引してまいりました。このような経験と実績から当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者といいたしました。

5

まぎや りえこ
真喜屋 理恵子

1961年4月27日生

再任

所有する
当社の株式数
6,884株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1985年4月 当社入社
 2013年6月 同 取締役
 2013年6月 同 総合研究所長
 2018年6月 同 常務取締役(現)

取締役候補者とした理由

真喜屋理恵子氏は、長年にわたり主に研究開発、品質保証に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・真喜屋理恵子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・真喜屋理恵子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。
- ・真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。

6

もち づき まさ ひさ
望 月 正 久

1961年2月22日生

再任

所有する
当社の株式数
10,352株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1986年4月 当社入社
 2012年4月 同 生産部長
 2014年6月 同 関西事業部神戸工場長
 2015年4月 同 関西事業部長
 2016年6月 同 取締役
 2019年6月 同 常務取締役(現)

取締役候補者とした理由

望月正久氏は、長年にわたり主に管理部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者となりました。

- ・望月正久氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・望月正久氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

7

むら かし
村上おさむ
修

1959年2月20日生

再任

所有する
当社の株式数
6,034株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1982年4月 当社入社
 2007年4月 同 冷凍食品業務用営業部長
 2014年2月 同 九州事業部福岡支店長
 2016年3月 同 九州事業部長
 2017年6月 同 取締役
 2018年7月 同 関西事業部長
 2020年6月 同 常務取締役(現)
 2021年6月 株式会社酒悦 代表取締役社長(現)

取締役候補者とした理由

村上修氏は、長年にわたり主に営業部門に関する業務をけん引してまいりました。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・村上修氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・村上修氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

8

は やま とも ひで
葉山知秀

1966年12月16日生

再任

所有する
当社の株式数
4,000株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1992年4月 当社入社
 2014年4月 同 生産部次長
 2017年4月 同 生産事業部生産物流部長
 2018年7月 同 生産物流部長
 2020年6月 同 資材部長
 2020年6月 同 取締役(現)
 2021年4月 同 生産本部長(現)

取締役候補者とした理由

葉山知秀氏は、長年にわたり生産・資材部門に関する業務に従事し、現在は生産本部の担当を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・葉山知秀氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

9

まつもと ちよこ
松本千代子

1957年4月3日生

再任

所有する
当社の株式数
3,413株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1984年3月 田子製氷株式会社入社
 2013年10月 当社 総務部次長
 2015年3月 同 経理部長
 2021年6月 同 取締役(現)

取締役候補者とした理由

松本千代子氏は、長年にわたり管理部門に関する業務に従事し、現在は経理部の担当を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・松本千代子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・松本千代子氏の所有する当社の株式数は、役員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

10

とうめ こういち
東目浩一

1967年2月11日生

新任

所有する
当社の株式数
1,462株**略歴、当社における地位、担当**
(重要な兼職の状況)

1990年4月 当社入社
 2013年10月 同 法務部次長
 2016年2月 同 法務部長
 2018年3月 同 北海道事業部北海道工場長(現)
 2020年6月 同 北海道事業部長(現)

取締役候補者とした理由

東目浩一氏は、長年にわたり法務部門に関する業務に従事し、現在は北海道事業部長を務めております。このような経験と実績から、当社の選任方針と合致すると判断し、取締役候補者いたしました。

- ・東目浩一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・東目浩一氏の所有する当社の株式数は、従業員持株会名義で所有する持分株数を含めております。

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1997年4月 横浜国立大学経営学部専任講師
 1998年4月 同 助教授
 2012年4月 同 教授
 2019年4月 同 学部長
 2019年6月 当社 取締役 (現)
 2021年4月 横浜国立大学理事・副学長 (現)

取締役候補者とした理由及び 期待される役割

谷地弘安氏は、現在横浜国立大学理事・副学長を務め、企業経営を取り巻く環境について深い知見を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- ・谷地弘安氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・谷地弘安氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)谷地弘安氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)谷地弘安氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 - (3)当社は、谷地弘安氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、谷地弘安氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、谷地弘安氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

12

みね き まち こ
峯 木 眞知子

1951年2月25日生

再任

独立

社外

所有する
 当社の株式数
 一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1992年4月 青葉学園短期大学食物栄養科助教授
 2006年4月 東京医療保健大学医療保健学部医療栄養学科教授
 2010年4月 東京家政大学家政学部栄養学科教授及び大学院兼任
 2018年4月 東京家政大学副学長
 同 大学院研究科科長
 2019年6月 当社 取締役 (現)
 2021年4月 東京家政大学大学院特命教授 (現)

取締役候補者とした理由及び期待される役割

峯木眞知子氏は、現在東京家政大学大学院特命教授を務め、食物学に関する深い知見を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者としていたしました。

- ・ 峯木眞知子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 峯木眞知子氏は、社外取締役候補者であります。
- ・ 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 峯木眞知子氏の重要な兼職先である東京家政大学と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2) 峯木眞知子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
 - (3) 当社は、峯木眞知子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4) 当社は、峯木眞知子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、峯木眞知子氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

13

や ざ わ けん いち
矢 澤 健 一

1948年10月2日生

再任

独立

社外

所有する
 当社の株式数
 一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

1967年 4月 株式会社第四銀行（現 株式会社第四北越銀行）入行
 2000年 6月 同 取締役総合企画部長
 2004年 6月 同 常務取締役
 2005年 6月 同 代表取締役常務
 2008年 4月 同 代表取締役専務
 2011年 6月 同 代表取締役副頭取
 2012年 6月 第四ジェーシービーカード株式会社
 代表取締役社長
 2013年 6月 亀田製菓株式会社 社外監査役（現）
 2016年 3月 株式会社福田組 社外取締役（現）
 2020年 6月 当社 取締役（現）

取締役候補者とした理由及び 期待される役割

矢澤健一氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただくと判断したため、社外取締役候補者といたしました。

- ・ 矢澤健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 矢澤健一氏は、社外取締役候補者であります。
- ・ 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1) 矢澤健一氏の重要な兼職先である亀田製菓株式会社、株式会社福田組と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2) 矢澤健一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。
 - (3) 当社は、矢澤健一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4) 当社は、矢澤健一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、矢澤健一氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

14

ちの
千野いさむ
勇

1957年3月11日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1981年4月 長野県経済事業農業協同組合連合会
(現 全国農業協同組合連合会長野県本部) 入会
- 2013年3月 全国農業協同組合連合会長野県本部
副本部長
- 2014年11月 株式会社長野県A・コープ 代表取締役
社長
- 2020年5月 ながの農業協同組合理事 (現)
- 2020年6月 当社 取締役 (現)

取締役候補者とした理由及び 期待される役割

千野勇氏は、長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- ・千野勇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・千野勇氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)千野勇氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)千野勇氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終了の時をもって2年となります。
 - (3)当社は、千野勇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、千野勇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、千野勇氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

15

こ ばやし てつ や
小 林 哲 也

1958年9月5日生

再 任

独 立

社 外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)

- 1991年 4月 弁護士登録
(第二東京弁護士会所属)
- 2006年 1月 小林総合法律事務所所長 (現)
- 2006年 6月 ソースネクスト株式会社 社外監査役
(現)
- 2007年 4月 第二東京弁護士会総務委員会副委員長
(現)
- 2016年 4月 独立行政法人大学改革支援・学位授与
機構法科大学院認証評価委員会委員
(現)
- 2018年 6月 日弁連男女共同参画推進本部クオータ
制検証PT副座長 (現)
- 2019年 4月 第二東京弁護士会男女共同参画推進本
部副本部長 (現)
- 2021年 6月 当社 取締役 (現)

取締役候補者とした理由及び 期待される役割

小林哲也氏は、現在小林総合法律事務所所長を務め、弁護士としての専門的知識を有しており、同氏の知識や経験等を経営に活かしていただき、また、業務執行から独立した視点から、利益相反等を含む経営の監督とチェック機能、客観性の更なる向上への貢献等を期待し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外取締役候補者いたしました。

- ・小林哲也氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・小林哲也氏は、社外取締役候補者であります。
- ・社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)小林哲也氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所、ソースネクスト株式会社と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)小林哲也氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。
 - (3)当社は、小林哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、小林哲也氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、小林哲也氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

- (注) 当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(41ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。上記の取締役候補者のうち再任取締役候補者の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、新任取締役候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<取締役の選任基準>

当社における取締役の選任にあたっては、経歴、知見、適性等を総合的に鑑みて、代表取締役が中心となって候補者を選出し、取締役会に諮って決定しております。社内取締役の選任にあたっては、営業、製造、管理部門等、各業務部門から幅広く選任し、社外取締役の選任にあたっては、企業経営を取り巻く環境について深い知見を有する者を選任しております。

<社外役員の独立性に関する考え方>

1. 当社は、下記基準に該当しない場合、独立性を有するものと判断する。
 - ① 当社の大株主（事業年度末における株式の保有割合上位10名の株主）又はその業務執行者
 - ② 当社の主要な取引先で、直近事業年度における当社との年間取引額が当社又はその者の連結総売上高の2%を超える者又はその業務執行者
 - ③ 当社グループの借入先に該当する者又はその業務執行者
 - ④ 当社の主幹事証券会社に所属する者
 - ⑤ 当社グループの取締役・監査役・業務執行役員である者
 - ⑥ 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
 - ⑦ 当社グループから、直近事業年度において寄付又は助成を受けている組織の業務執行者
 - ⑧ 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社グループから多額の金銭等を得ている者
 - ⑨ 過去3年間のいずれかの時点において、上記①から⑧のいずれかに該当していた者
 - ⑩ 上記①から⑧のいずれかに該当する者の配偶者又は二親等以内の親族
2. 当社は、当社の社外役員としての在任期間が長期にわたる場合、独立性を有しないと判断する。

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役森勇氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、「社外役員の独立性に関する考え方」は20ページに記載の通りであります。

もり
森

いさむ
勇

1948年2月23日生

再任

独立

社外

所有する
当社の株式数
一株

略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)

1978年8月 ドイツ、レーゲンスブルク大学法学部
研究助手
1989年4月 獨協大学法学部教授
1999年2月 弁護士登録(東京弁護士会所属)
1999年2月 コモンズ総合法律事務所入所(現)
2004年4月 中央大学大学院法務研究科
(法科大学院)教授
2006年6月 当社 監査役(現)
2010年6月 ユタカフーズ株式会社 社外監査役
2011年6月 株式会社さいか屋 社外監査役(現)

監査役候補者とした理由

森勇氏は、長年にわたり弁護士として専門的知識を培われており、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しております。法律の専門家として、独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たすことを期待し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したため、社外監査役候補者としたしました。

- ・森勇氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・森勇氏は、社外監査役候補者であります。
- ・社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。
 - (1)森勇氏の重要な兼職先であるコモンズ総合法律事務所、株式会社さいか屋と当社との間には、特別の関係はありません。
 - (2)森勇氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって16年となります。森勇氏は長く当社の経営を監査してきた経験と、当社の企業理念、経営戦略及び事業運営並びにそれらを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しております。森勇氏は、これらの経験及び理解を踏まえて、経営者に気づきや是正を促す発信力、法律の専門家の知見をもって当社の経営活動を監査するという面で、当社に対して余人をもって代えがたい貢献をしており、今後も独立した立場から公正かつ客観的な監査機能を果たすことが期待できます。
 - (3)当社は、森勇氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - (4)当社は、森勇氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額としており、森勇氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- ・当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(41ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。森勇氏の再任が承認された場合は、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

<取締役及び監査役のスキル・マトリックス>

本総会において第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役が有する主なスキルは以下のとおりです。

第74回定時株主総会後の当社取締役・監査役（予定）			企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	マーケティング・営業	人事・労務	品質・生産・研究開発	グローバル	ESG・サステイナビリティ
堤 殷	代表取締役会長		●		●		●	●	●	●
今村 将也	代表取締役社長		●		●	●	●		●	●
住本 憲隆	専務取締役		●			●		●	●	
沖 斉	専務取締役		●			●				
真喜屋 理恵子	常務取締役		●		●			●		●
望月 正久	常務取締役		●	●			●			●
村上 修	常務取締役		●			●			●	
葉山 知秀	取締役		●					●		
松本 千代子	取締役		●	●						
東目 浩一	取締役		●		●					
谷地 弘安	取締役	社外 独立				●				
峯木 真知子	取締役	社外 独立						●		
矢澤 健一	取締役	社外 独立	●	●						
千野 勇	取締役	社外 独立	●			●				
小林 哲也	取締役	社外 独立			●					●
及川 雅晴	監査役		●	●					●	
高橋 清	監査役		●			●			●	
森 勇	監査役	社外 独立			●					
高野 伊久男	監査役	社外 独立		●						

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。なお、「社外役員の独立性に関する考え方」は20ページに記載のとおりであります。

うし
牛 嶋

つとむ
勉

1950年7月16日生

社外

独立

所有する
当社の株式数
一株

略歴

(重要な兼職の状況)

- 1976年4月 弁護士登録
(第一東京弁護士会所属)
- 1982年6月 税理士登録
(東京税理士会所属)
- 2003年7月 株式会社光文社社外監査役(現)
- 2015年4月 医療法人社団研靖会監事(現)
- 2019年2月 牛嶋・和田・藤津法律事務所(現)

補欠監査役候補者とした理由

牛嶋勉氏は、長年にわたり弁護士・税理士として専門的知識を培われており、監査役に就任された場合に同氏の高い専門性により、当社の監査を適切に遂行できるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

- ・牛嶋勉氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・牛嶋勉氏の重要な兼職先である牛嶋・和田・藤津法律事務所、株式会社光文社、医療法人社団研靖会と当社との間には、特別の関係はありません。
- ・牛嶋勉氏は、補欠の社外監査役候補者であります。就任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
- ・牛嶋勉氏が監査役に就任された場合は、当社は同氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額といたします。
- ・当社は、現在、後記「会社役員に関する事項」(41ページ)に記載の内容の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。牛嶋勉氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案

役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期に取締役（社外取締役を除く。本議案において同じ）であった11名に対し、総額55,870,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。

なお、各取締役に対して支給する具体的金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

上記金額は、当期の利益、従来に支給した役員賞与の額、その他諸般の事情を勘案して、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づき算出した、当期に取締役であった11名に対して支給すべき個人別の賞与支給額を合算した金額であることから相当な金額であると考えておりますが、後記（添付書類）事業報告「4.会社役員に関する事項」「（2）当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」（42ページ）に記載の決定方針に従って個人別の支給額を決定いたしたいと存じます。

第7号議案

定款一部変更の件

第7号議案は、1名の株主様（議決権数300個）からのご提案によるものです。

なお、議案の要領及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案権の行使書の原文のまま記載しております。

1. 議案の要領

現行の定款に、以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>第7章 子会社の管理 <u>(子会社の管理)</u></p> <p>第39条 当社は、<u>当会社及びその子会社で構成される当会社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、次に掲げる点について取締役会で検討を行い、当会社が金融商品取引所に提出するコーポレート・ガバナンスに関する報告書においてその検討内容等を開示する。</u></p> <p><u>(1) グループ全体のガバナンスの実効性確保（そのための子会社管理・監督）と子会社における機動的な意思決定が両立しているか</u></p> <p><u>(2) 上場子会社は上場を維持することについての合理的な理由があるか</u></p> <p><u>(3) 上場子会社はその一般株主との間に利益相反が生じないよう独立したガバナンス体制の実効性が確保できているか</u></p>

2. 提案の理由

経済産業省の「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」によれば、グループ本社には、適切な子会社管理・監督を行い、グループ・ガバナンスの実効性確保と子会社の機動的な意思決定を両立させる役割がある。

当社は、多数の子会社を有し、グループ全体のシナジー最大化とリスク管理が重要課題であるが、グループ・ガバナンスの説明責任を果たしていない。

ユタカフーズ株式会社（「ユタカ」）は、上場維持に合理性がない。当社は、社員のモチベーション維持及び優秀な人材の採用を挙げるが、利益相反取引や株価ディスカウントなどデメリットが大きい。

ユタカの売上及び原料仕入の80%以上は対当社であり、ユタカの代表取締役会長及び社長が当社出身であるため、優越的地位による利益相反取引のリスクが高い。

そこで、グループ・ガバナンスに加え、上場子会社の上場維持と独立したガバナンスの実効性の説明責任を定款に定めることを提案する。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、本議案に反対いたします。

本議案は、グループ全体のガバナンスの実効性確保と子会社の意思決定の両立、上場子会社の上場維持の理由、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保等に関する検討内容等の事項をコーポレート・ガバナンスに関する報告書に記載する旨を定款に定めることを求めるものです。

東京証券取引所の公表する記載要領において、コーポレート・ガバナンスに関する報告書には、①グループ経営に関する考え方及び方針、②上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策、③上場子会社との間でグループ経営に関する考え方及び方針として記載されるべき内容に関連した契約を締結している場合は、その内容等の事項を記載すべきものとされており、当社はこれに基づいた記載を行っています。

具体的には、当社のコーポレート・ガバナンスに関する報告書には、グループ経営に関する考え方及び方針として、当社グループは、顧客第一主義のもと「お客様により良い商品、サービスを提供することにより喜びと満足のある生活に貢献する」ことを経営理念として、「安全でおいしい商品」「確実なサービス」をお客様にお届けし、お客様から支持されることによって信頼される企業グループを目指しているとの方針を記載しているほか、上場子会社を有する意義、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策として掲げる指針、上場子会社としての独立性尊重と一般株主との間の利益相反回避の原則等の事項についても具体的に記載しており、グループ経営、ガバナンス体制、上場子会社等に関して東京証券取引所の公表する記載要領に従って必要十分な内容を開示していると考えております。

このように、当社は、今後も、東京証券取引所の公表する記載要領に従って必要十分な内容を開示して参る所存であり、我が国の社会情勢や国際潮流を踏まえて東京証券取引所が記載要領を改定した場合には、速やかに改定内容を検討し、改定された記載要領に従って必要十分な内容を開示するよう柔軟に対応して参りたいと考えております。

本議案は、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書においてその検討内容等を開示する。」という開示手段や開示事項を極めて限定してしまう提案内容であり、これを定款に一律かつ固定的に定めてしまうことは、時宜に応じた迅速かつ柔軟な対応の妨げとなるおそれがあり、相当でないことから、本議案には反対いたします。

以 上

(添付書類) 事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

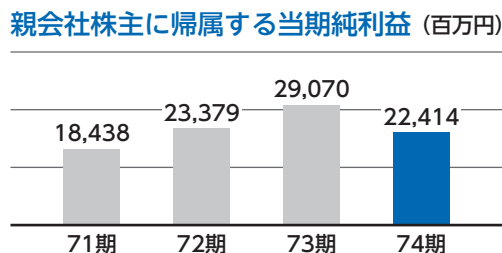
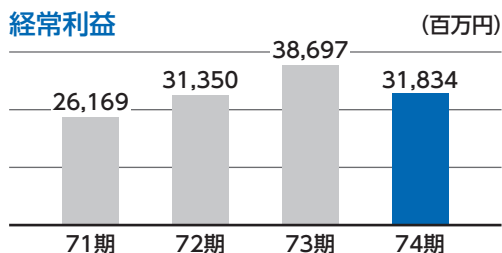
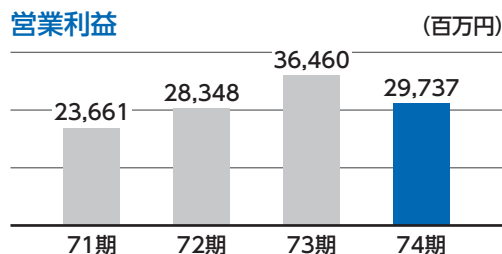
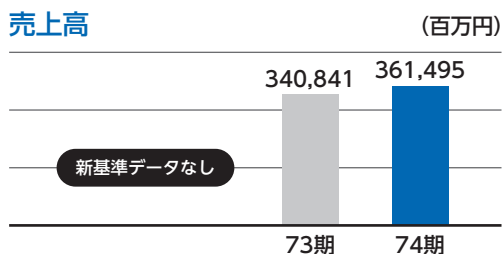
当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にありました。先行きにつきましては、感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢及び感染症が内外経済に与える影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

このような状況の中、厳しい販売競争に対応するため、より一層のコスト削減並びに積極的な営業活動を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は361,495百万円（前年同期比6.1%増）、営業利益は29,737百万円（前年同期比18.4%減）、経常利益は31,834百万円（前年同期比17.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は22,414百万円（前年同期比22.9%減）となりました。

なお、当連結会計年度の為替換算レートは122.41円/米ドル（前連結会計年度は、110.71円/米ドル）であります。

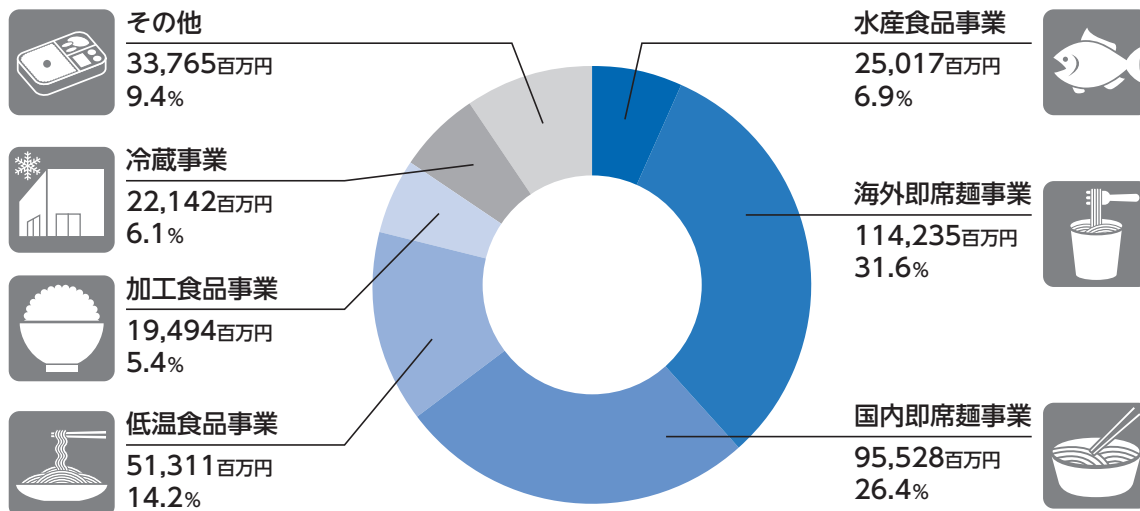
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を当連結会計年度の期首より適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。



(2) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業別	主要品目	売上構成比
■ 水産食品事業	魚介類、魚介類加工品	6.9%
■ 海外即席麺事業	カップ麺、袋麺	31.6%
■ 国内即席麺事業	カップ麺、袋麺、ワンタン	26.4%
■ 低温食品事業	蒸し焼そば、生ラーメン、茹でうどん、冷凍麺、業務用冷凍調理品、チルド食品	14.2%
■ 加工食品事業	フリーズドライ商品、無菌包装米飯、レトルト米飯、だしの素、削り節、魚肉ねり商品	5.4%
■ 冷蔵事業	保管、凍結	6.1%
■ その他	弁当、惣菜	9.4%
計		100.0%

[事業別売上構成比]

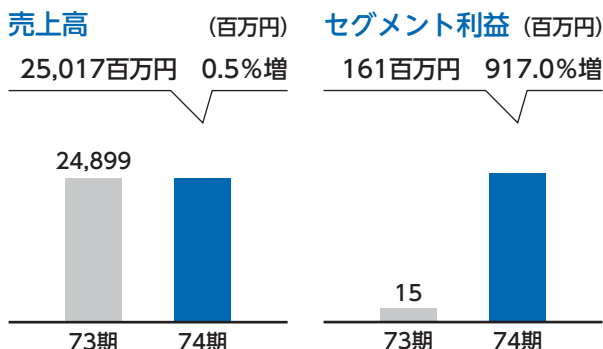




水産食品事業

今期の状況

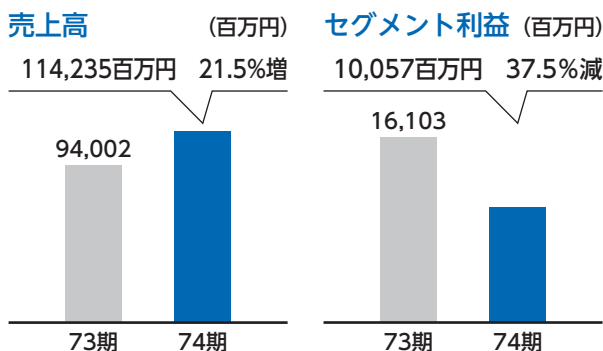
水産食品事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての外出自粛等による影響で、コンビニエンスストア向け商品の販売量が減少しましたが、一部スーパーマーケットの総菜部門や食品宅配事業向けの販売が伸長したこと等により増収となりました。その結果、売上高は25,017百万円（前年同期比0.5%増）、セグメント利益は、マグロの原材料価格高騰や鮭鱒の仕入れコストの増加等があったものの、魚卵の原価率改善や出荷数の増加等により161百万円（前年同期比917.0%増）となりました。



海外即席麺事業

今期の状況

海外即席麺事業は、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して需要が高い状況が継続する中、米国は、袋麺では主力商品「Ramen」シリーズが増収となり、カップ麺では主力商品の「Instant Lunch」シリーズを始め、「Yakisoba」「Bowl」シリーズも好調に推移し増収となりました。メキシコは、主力商品のカップ麺、袋麺ともに好調に推移したことで増収となりました。その結果、売上高は114,235百万円（前年同期比21.5%増）、セグメント利益は、売上高増加による効果はあったものの、主原料価格上昇による原材料費の増加、運賃単価上昇による物流費の増加等により10,057百万円（前年同期比37.5%減）となりました。

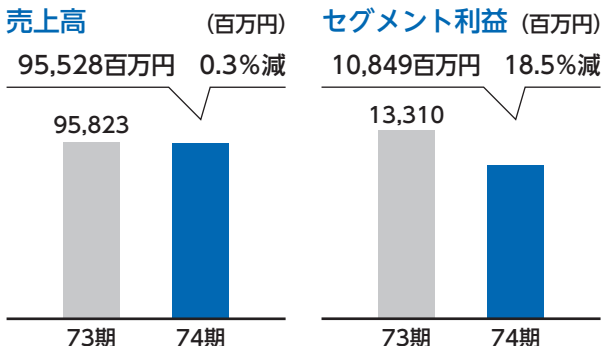




国内即席麺事業

今期の状況

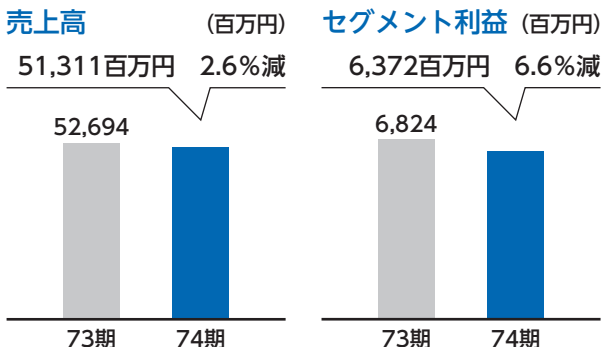
国内即席麺事業は、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して需要が高い状況が継続する中、カップ麺では「赤いきつねうどん」「緑のためき天そば」等の和風シリーズが前年並みだったことに加え、「MARUCHAN QTTA」シリーズ、「麺づくり」シリーズ、「ごつ盛り」シリーズといった主力商品が好調に推移し増収となりました。袋麺では11月に発売10周年を迎え、記念商品も発売した「マルちゃん正麺」シリーズを中心に拡売に努めたものの減収となりました。その結果、売上高は95,528百万円（前年同期比0.3%減）、セグメント利益は、人件費や運賃保管料の減少はありましたが、動力費や販売促進費等の増加により10,849百万円（前年同期比18.5%減）となりました。



低温食品事業

今期の状況

低温食品事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としての外出自粛等による影響で、外食向けや事業所給食向け等の業務用商品の販売が引き続き縮小傾向となりました。生麺では内食需要が継続する中、主力商品の「マルちゃん焼そば3人前」シリーズ、「マルちゃん生ラーメン3人前」シリーズを中心に拡売に努めたものの減収となりました。その結果、売上高は51,311百万円（前年同期比2.6%減）、セグメント利益は、売上高の減少や動力費の増加等により6,372百万円（前年同期比6.6%減）となりました。

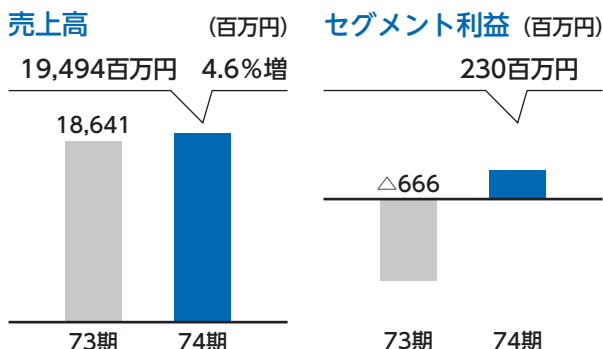




加工食品事業

今期の状況

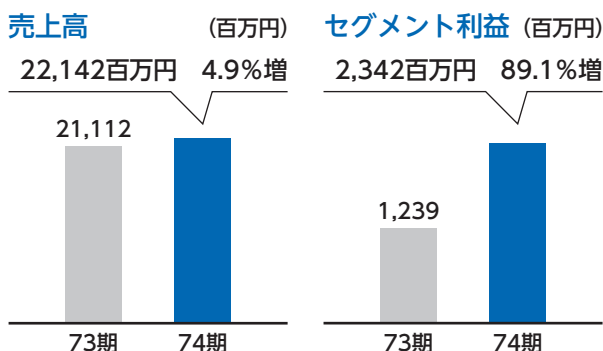
加工食品事業は、新型コロナウイルス感染症拡大前と比較して需要が高い状況が継続する中、米飯ではレトルト米飯商品の1食増量企画や新商品の発売等により好調だったことに加え、無菌米飯商品が堅調に推移したことにより増収となりました。フリーズドライ商品では5食入り袋スープ「素材のチカラ」シリーズ等を中心に販売先の拡大や家庭内喫食機会の増加により引き続き好調に推移し増収となりました。その結果、売上高は19,494百万円（前年同期比4.6%増）、セグメント利益は、動力費の増加はあったものの、売上高の増加、人件費の減少等により230百万円（前年同期はセグメント損失666百万円）となりました。



冷蔵事業

今期の状況

冷蔵事業は、新型コロナウイルス感染症拡大や国際的な物流の混乱等の影響により保管在庫が前年を下回る厳しい状況となりましたが、外出自粛による巣ごもり需要により、市販用冷凍食品の取扱い増加や宅配品の取扱いも堅調に推移しました。その結果、売上高は22,142百万円（前年同期比4.9%増）、セグメント利益は、電力料金の値上げによる動力費の増加はあったものの、人件費等の減少に加えて、前年の新冷蔵庫稼働の一時的費用が無くなったことにより2,342百万円（前年同期比89.1%増）となりました。

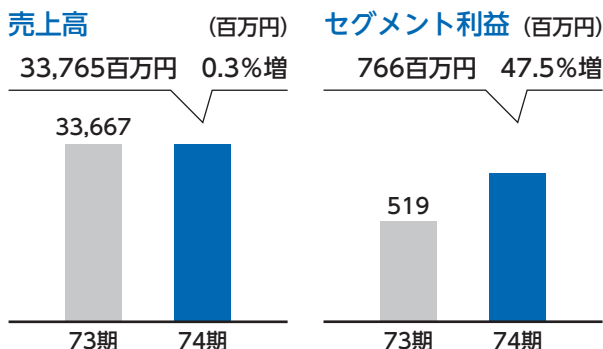




その他

今期の状況

その他は、主に弁当・惣菜事業であります。売上高は33,765百万円（前年同期比0.3%増）、セグメント利益は、766百万円（前年同期比47.5%増）となりました。



(3) 対処すべき課題

次期（2023年3月期）の見通しにつきましては、新型コロナウイルスの感染対策に万全を期し、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢及び感染症が内外経済に与える影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

当食品業界におきましては、消費者の生活防衛意識や低価格志向が続く中で、市場環境は引き続き厳しい状況にあります。また、食の安全・安心等企業の社会的責任がますます求められていくものと考えております。当社グループにおきましては、さらに地域別、製品別の販売促進を強化した積極的な営業活動を実施してまいります。また、費用面でもより厳しい販売競争に対応するため、物流の再構築・生産部門での徹底したコストの削減に注力していく所存であります。

このような状況の中、当社といたしましては、2023年3月期からの3ヵ年中期経営計画において、4つの基本戦略を定め、持続可能な企業価値向上への取り組みを実施してまいります。

2023～25年3月期3ヵ年中期経営計画

4つの基本戦略

1. 新たなる食文化・食生活の創造

・TSグループの総合力を発揮

2. 海外展開の深化

・既存領域・新領域での事業拡大

3. 経営基盤の強化

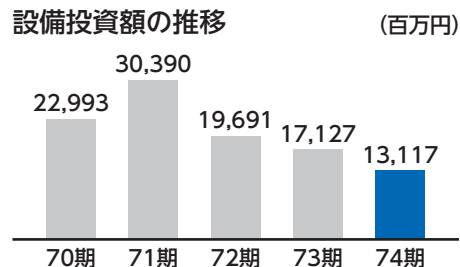
・「これからの時代」に適合した企業経営基盤

4. 社会課題・環境への対応

・社会・環境の変化を捉え、課題を解決

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資は、13,117百万円であり
ます。その主なものは、工場諸設備の新設、更新、改造
等によるものであります。



(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金、借入金により賄っております。

なお、当連結会計年度中には、社債、新株式の発行による新たな資金調達は行っておりませ
ん。

(6) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第 7 1 期	2019年度 第 7 2 期	2020年度 第 7 3 期	2021年度 (当連結会計年度) 第 7 4 期
売上高(百万円)	401,064	416,031	340,841	361,495
経常利益(百万円)	26,169	31,350	38,697	31,834
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	18,438	23,379	29,070	22,414
1株当たり当期純利益(円)	180.54	228.92	284.64	219.48
総資産額(百万円)	390,190	402,608	428,651	454,670
純資産額(百万円)	307,729	317,994	343,319	367,145
1株当たり純資産額(円)	2,904.55	3,002.58	3,245.53	3,474.89

(注) 当連結会計年度の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更し「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を第74期の期首から適用しており、第73期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

報告セグメント別の売上高及びセグメント利益又は損失(△)は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	2020年度 (前連結会計年度) 第 7 3 期		2021年度 (当連結会計年度) 第 7 4 期		前期比増減	
	売上高	セグメント利益 又は損失(△)	売上高	セグメント利益	売上高	セグメント利益 又は損失(△)
水産食品事業	24,899	15	25,017	161	118	145
海外即席麺事業	94,002	16,103	114,235	10,057	20,232	△6,045
国内即席麺事業	95,823	13,310	95,528	10,849	△294	△2,460
低温食品事業	52,694	6,824	51,311	6,372	△1,382	△452
加工食品事業	18,641	△666	19,494	230	852	896
冷蔵事業	21,112	1,239	22,142	2,342	1,029	1,103
その他	33,667	519	33,765	766	97	246
(調整額)	—	△886	—	△1,043	—	△157
合計	340,841	36,460	361,495	29,737	20,654	△6,722

(注) 各報告セグメントの売上高は、外部顧客に対する売上高を示しております。当連結会計年度の期首より収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理の方法を変更したため、報告セグメントの利益又は損失の測定方法を同様に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の利益又は損失の測定方法により作成したものを記載しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
八戸東洋株式会社	200百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
甲府東洋株式会社	300百万円	100.0%	即席麺添付品の製造、フリーズドライスープ商品の製造
フクシマフーズ株式会社	222百万円	100.0%	包装米飯の製造
宮城東洋株式会社	50百万円	100.0%	魚介類の買付・加工・販売、冷蔵庫、製氷
株式会社酒悦	100百万円	100.0%	漬物類の製造販売、即席麺及び生麺の製造
株式会社フレッシュダイナー	100百万円	100.0%	弁当・惣菜の製造
埼玉北東洋株式会社	50百万円	100.0%	冷蔵庫
ユタカフーズ株式会社	1,160百万円	50.9%	調味料の製造販売、即席麺及び生麺の製造
ミツワデイリー株式会社	40百万円	100.0%	調理麺・惣菜の製造
株式会社シマヤ	100百万円	61.0%	調味料の製造販売、即席麺添付品の製造
マルチャン, INC.	30,000千米ドル	100.0%	即席麺の製造販売
マルチャンバージニア, INC.	10,000千米ドル	100.0% (80.0%)	即席麺の製造
マルチャンテキサス, INC.	10,000千米ドル	100.0% (100.0%)	即席麺の製造
マルチャン デ メヒコ, S.A. de C.V.	4千米ドル	100.0% (99.0%)	即席麺の販売

(注) 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。

(8) 主要な事業所及び子会社 (2022年3月31日現在)

- ① 本社 東京
- ② 支店 北海道、東北（宮城県）、北関東（栃木県）、東京、甲信越（新潟県）、静岡、名古屋、大阪（兵庫県）、中四国（広島県）、福岡
- ③ 工場 北海道、関東（群馬県）、埼玉、相模（神奈川県）、焼津（静岡県）、関西（兵庫県）、福岡
- ④ 冷蔵庫 札幌、石狩（北海道）、石狩新港物流センター（北海道）、大井埠頭（東京都）、城南島（東京都）、平和島（東京都）、東扇島（神奈川県）、習志野センター（千葉県）、名古屋、中部物流センター（愛知県）、舞洲（大阪府）、神戸物流センター、佐賀、福岡、福岡アイランドシティ物流センター
- ⑤ 子会社 八戸東洋株式会社（青森県）、甲府東洋株式会社（山梨県）、フクシマフーズ株式会社（福島県）、宮城東洋株式会社（宮城県）、株式会社酒悦（東京都）、株式会社フレッシュダイナー（千葉県）、埼玉東洋株式会社（埼玉県）、ユタカフーズ株式会社（愛知県）、ミツワデイリー株式会社（兵庫県）、株式会社シマヤ（山口県）、マルチャン,INC.（米国）、マルチャンバージニア,INC.（米国）、マルチャンテキサス,INC.（米国）、マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V.（メキシコ）

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業別	使用人数	前期末比増減
水産食品事業	328名	24名増
海外即席麺事業	435名	25名増
国内即席麺事業	1,104名	16名増
低温食品事業	838名	27名減
加工食品事業	796名	59名減
冷蔵事業	309名	6名減
その他	640名	3名減
全社共通	389名	11名減
合計	4,839名	41名減

② 当社の使用人の状況

当期末使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,231名	45名減	40.7歳	15.6年

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 427,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 110,881,044株 (自己株式数8,704,284株を含む)
 (3) 株主数 15,040名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	15,576	15.24
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	8,129	7.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,687	4.59
一般財団法人東洋水産財団	3,037	2.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,847	1.81
株式会社三井住友銀行	1,761	1.72
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	1,755	1.72
マルちゃん持株会	1,709	1.67
株式会社榎本武平商店	1,662	1.63
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,421	1.39

(注) 持株比率は、自己株式 (8,704,284株) を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び他の重要な兼職の状況
代表取締役会長	堤 殷	
代表取締役社長	今 村 将 也	
専務取締役	住 本 憲 隆	北海道事業部、中京事業部 マルチャン,INC. 取締役社長 マルチャンバージニア,INC. 取締役社長 マルチャンテキサス,INC. 取締役社長 マルチャン デメヒコ,S.A. de C.V. 取締役会長
専務取締役	沖 齊	
常務取締役	真喜屋 理恵子	コンプライアンス部、C S R広報部、品質保証部 お客様相談室長、総合研究所、埼玉工場、焼津工場
常務取締役	望 月 正 久	総務部長、情報システム部
常務取締役	村 上 修	関西事業部、九州事業部、株式会社酒悦代表取締役社長 宮城東洋株式会社取締役
取 締 役	村 山 一 郎	総合研究所長、水産食品部、関東工場、相模工場 フクシマフーズ株式会社取締役
取 締 役	葉 山 知 秀	生産本部長、株式会社フレッシュダイナー取締役
取 締 役	松 本 千代子	経理部、フクシマフーズ株式会社監査役、株式会社酒悦監査役 株式会社フレッシュダイナー監査役 ミツワデイリー株式会社監査役
取 締 役	谷 地 弘 安	横浜国立大学理事・副学長
取 締 役	峯 木 眞知子	東京家政大学大学院特命教授
取 締 役	矢 澤 健 一	亀田製菓株式会社社外監査役 株式会社福田組社外取締役
取 締 役	千 野 勇	ながの農業協同組合理事
取 締 役	小 林 哲 也	小林総合法律事務所所長 (弁護士) ソースネクスト株式会社社外監査役
常勤監査役	及 川 雅 晴	
常勤監査役	高 橋 清	
監 査 役	森 勇	コモンズ総合法律事務所 (弁護士) 株式会社さいか屋社外監査役
監 査 役	高 野 伊久男	税理士法人タカノ代表社員 (税理士) 横浜アオイ監査法人代表社員 (公認会計士) 日本国際輸送株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役矢崎博一氏は、2021年6月24日開催の第73回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 常務取締役真喜屋理恵子氏の戸籍上の氏名は、磯邊理恵子であります。
3. 取締役谷地弘安氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である横浜国立大学と当社との間には特別の関係はありません。
4. 取締役峯木真知子氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である東京家政大学と当社との間には特別の関係はありません。
5. 取締役矢澤健一氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である亀田製菓(株)及び(株)福田組と当社との間には特別の関係はありません。
6. 取締役千野勇氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先であるながの農業協同組合と当社との間には特別の関係はありません。
7. 取締役小林哲也氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である小林総合法律事務所及びソースネクスト(株)と当社との間には特別の関係はありません。
8. 監査役及川雅晴氏は、当社の経理担当取締役を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
9. 監査役森勇氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先であるcommons総合法律事務所及び(株)さいか屋と当社との間には特別の関係はありません。
10. 監査役高野伊久男氏は社外監査役であります。なお、当社は同氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の重要な兼職先である税理士法人タカノ、横浜アオイ監査法人及び日本国際輸送(株)と当社との間には特別の関係はありません。同氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

11. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、法の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役5名及び社外監査役2名との間で責任限定契約を締結しております。
12. 当社は、当社及び当社のすべての子会社（会社法に基づく子会社をいい、保険期間中の新規子会社を含みます。本注記において単に「会社」といいます）の取締役、監査役、執行役、会計参与、執行役員及び従業員のすべてを被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の内容の該当は、次のとおりです。
 - ・被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る争訟費用や損害賠償金等が填補の対象とされております。
 - ・被保険者による保険料の実質的負担割合は概ね1割とされ、残りを会社が負担しております。
 - ・会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、会社補償の免責金額を1,000万円とし、被保険者が利益又は便宜の供与を違法に得た場合や背信行為、犯罪行為若しくは詐欺行為を行った場合等は填補の対象から除外しております。
 - ・保険期間は、1年間であり、当該期間満了前に取締役会が更新の有無を決定します。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社の取締役の報酬等は、基本報酬と賞与のみにより構成するものとします。

基本報酬については、株主総会で決議された報酬限度額400百万円（1991年6月27日開催定時株主総会決議）の範囲内で、各取締役の貢献度に基づいて、年間の報酬額を決定します。

賞与については、当社の経常利益に基づいて計算された総額を当期株主総会にお諮りし、当期株主総会で決議された総額の範囲内で、各取締役の従来に支給した役員賞与の額その他諸般の事情に基づいて決定します。

賞与が各期の株主総会で決議された金額により定められることから、各取締役の基本報酬と賞与の割合については特に定めませんものとします。

なお、社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみにより構成するものとし、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、一定の金額を当該社外取締役との協議により決定するものとします。

取締役の個人別の報酬等の決定方法については、各期ごとに社外取締役及び社外監査役を含め取締役会に諮ったうえで決定するものとしておりますが、原則として、代表取締役社長が社外取締役及び社外監査役にも共有された報酬基準に基づいて個人別の報酬等の金額を決定するものとします。

② 取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の人数
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	368百万円 (45百万円)	312百万円 (45百万円)	55百万円 (-百万円)	16名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	51百万円 (19百万円)	51百万円 (19百万円)	-百万円 (-百万円)	4名 (2名)
合 計	419百万円	363百万円	55百万円	20名

(注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 当期末の取締役の人数は15名であります。上記の取締役の人数と相違しておりますのは、2021年6月24日開催の第73回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。

3. 上記①の決定方針は、2021年2月12日開催の取締役会にて決議されたものですが、上記②記載の当該事業年度の取締役の報酬等も、上記①の決定方針に沿うものであることを2022年5月13日開催の取締役会において確認しております。すなわち、当該事業年度の取締役の報酬等も基本報酬と賞与のみにより構成されており、社外取締役及び社外監査役的全員が参加した2021年6月24日開催の取締役会で、それぞれ次のとおり決定されているからです。

〈基本報酬について〉

1991年6月27日開催の定時株主総会で決議いただいた年額400百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた取締役員数は18名）で2021年7月以降の取締役15名の各基本報酬額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長今村将也氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された基本報酬基準に基づいて個人別の基本報酬額を決定しております。

〈賞与について〉

2021年6月24日開催の定時株主総会で決議いただいた総額95,430,000円を前事業年度に取締役（社外取締役を除く）であった14名の各賞与支給額を決定するにあたり、その具体的金額の全部について代表取締役社長今村将也氏に委任しており、同氏は、かかる委任に基づき、社外取締役及び社外監査役にも共有された賞与支給基準に基づいて個人別の賞与支給額を決定しております。

なお、当社取締役会が、代表取締役社長今村将也氏に対して上記各委任を致しましたのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門の業績と当該取締役の貢献度を評価して当該取締役へ支給する各報酬ごとの具体的金額をそれぞれ決定するにおいては代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。当該決定においては社外取締役及び社外監査役にも共有された上記各基準に基づくものとして客観性を担保し、かつ、実際の決定が当該基準に基づいているかどうかについて社外取締役及び社外監査役の監督に服せしめることにより適切な決定がなされるようにしております。また、同氏は、適宜必要に応じて、各社外取締役の客観的な観点からの提言や助言を受けております。

4. 監査役の報酬限度額は、1992年6月26日開催の定時株主総会において年額75百万円以内（当該決議がされた時点において、当該報酬限度額の対象とされていた監査役員数は3名）と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地 位	氏 名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動状況及び社外取締役及び社外監査役について果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	谷 地 弘 安	13回中12回	—	横浜国立大学経営学部長等を歴任し、企業経営を取り巻く環境についての深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	峯 木 眞知子	13回中13回	—	東京家政大学副学長等を歴任し、食物学に関する多くの研究活動からの深い知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した立場であることから監督機能を発揮し、議案審議等の必要に応じ、主として学者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	矢 澤 健 一	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	千 野 勇	13回中13回	—	長年にわたり企業経営に携わった豊富な経験を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として企業経営者としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役	小 林 哲 也	10回中10回	—	弁護士として当社にとって有効な知見を有しており、同氏の知識や経験等を生かして、議案審議等の必要に応じ、主として法律家としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	森 勇	13回中12回	13回中12回	議案審議等の必要に応じ、主として弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	高 野 伊久男	13回中13回	13回中12回	議案審議等の必要に応じ、主として公認会計士、税理士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 取締役小林哲也氏は、2021年6月24日就任以降開催された取締役会が10回であります。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- | | |
|---------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る報酬等の額 | 82百万円 |
| ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 82百万円 |
- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちユタカフーズ株式会社及びマルチャン,INC.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について、2021年5月11日に同意いたしました。
- (3) 非監査業務の内容
- 子会社が会計監査人に対して報酬を支払った非監査業務の内容は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第37条第1項の規定による賦課金に係る特例の認定申請に関する手続業務であります。
- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 監査役会は、法令の定めに基づき相当の事由が生じた場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には、監査役会が当該会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、これを株主総会に提出いたします。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	263,406	流動負債	59,038
現金及び預金	112,922	支払手形及び買掛金	28,452
受取手形	889	短期借入金	378
売掛金	55,799	リース債務	285
有価証券	65,000	未払費用	24,072
商品及び製品	16,467	未払法人税等	2,336
仕掛品	387	役員賞与引当金	139
原材料及び貯蔵品	9,459	固定資産撤去費用引当金	61
その他	3,091	資産除去債務	5
貸倒引当金	△611	その他	3,306
固定資産	191,264	固定負債	28,487
有形固定資産	159,195	リース債務	3,286
建物及び構築物	74,641	繰延税金負債	1,975
機械装置及び運搬具	40,376	役員退職慰労引当金	322
土地	34,994	退職給付に係る負債	21,510
リース資産	1,869	資産除去債務	211
建設仮勘定	6,153	その他	1,181
その他	1,160	負債合計	87,525
無形固定資産	1,311	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	956	株 主 資 本	335,901
その他	354	資本金	18,969
投資その他の資産	30,758	資本剰余金	22,942
投資有価証券	28,256	利益剰余金	302,223
繰延税金資産	1,517	自己株式	△8,234
退職給付に係る資産	38	その他の包括利益累計額	18,981
その他	945	その他有価証券評価差額金	8,330
資産合計	454,670	繰延ヘッジ損益	46
		為替換算調整勘定	13,329
		退職給付に係る調整累計額	△2,724
		非支配株主持分	12,262
		純 資 産 合 計	367,145
		負債純資産合計	454,670

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		361,495
売上原価		270,977
売上総利益		90,518
販売費及び一般管理費		60,780
営業利益		29,737
営業外収益		
受取利息	385	
受取配当金	532	
持分法による投資利益	146	
賃貸収入	378	
為替差益	337	
その他	688	2,469
営業外費用		
支払利息	231	
賃貸収入原価	41	
その他	98	372
経常利益		31,834
特別利益		
固定資産売却益	7	
補助金収入	405	
その他	17	430
特別損失		
固定資産除売却損	259	
減損損失	64	
固定資産撤去費用引当金繰入額	61	
災害による損失	250	
その他	42	678
税金等調整前当期純利益		31,586
法人税、住民税及び事業税	8,271	
法人税等調整額	299	8,571
当期純利益		23,015
非支配株主に帰属する当期純利益		600
親会社株主に帰属する当期純利益		22,414

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	159,001	流動負債	66,353
現金及び預金	17,986	買掛金	26,041
売掛金	45,389	関係会社短期借入金	19,403
有価証券	65,000	リース債務	241
商品及び製品	11,980	未払金	666
仕掛品	41	未払費用	17,578
原材料及び貯蔵品	1,474	未払法人税等	1,625
前払費用	329	役員賞与引当金	55
関係会社短期貸付金	14,907	その他の他	741
その他の	4,465	固定負債	17,332
貸倒引当金	△2,574	リース債務	3,185
固定資産	117,503	退職給付引当金	12,710
有形固定資産	76,154	繰延税金負債	1,039
建物	37,668	その他の他	397
構築物	1,766	負債合計	83,686
機械装置	10,198	(純 資 産 の 部)	
車両運搬具	28	株主資本	184,852
工具器具備品	725	資本金	18,969
土地	23,131	資本剰余金	22,516
リース資産	1,685	資本準備金	20,155
建設仮勘定	950	その他資本剰余金	2,360
無形固定資産	1,070	利益剰余金	153,362
ソフトウェア	739	利益準備金	2,593
その他の他	331	その他利益剰余金	150,769
投資その他の資産	40,278	固定資産圧縮積立金	6,340
投資有価証券	21,911	別途積立金	42,000
関係会社株式	17,641	繰越利益剰余金	102,429
その他の他	725	自己株式	△9,996
資産合計	276,505	評価・換算差額等	7,967
		その他有価証券評価差額金	7,927
		繰延ヘッジ損益	39
		純資産合計	192,819
		負債純資産合計	276,505

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		199,367
売上原価		150,156
売上総利益		49,210
販売費及び一般管理費		33,952
営業利益		15,258
営業外収益		
受取利息	94	
受取配当金	9,377	
その他	1,183	10,655
営業外費用		
支払利息	314	
その他	72	386
経常利益		25,526
特別利益		
固定資産売却益	4	
補助金収入	244	
その他	17	266
特別損失		
固定資産除売却損	69	
減損損失	56	
災害による損失	12	
その他	39	178
税引前当期純利益		25,614
法人税、住民税及び事業税	4,636	
法人税等調整額	570	5,206
当期純利益		20,408

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

東洋水産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 金子能周

公認会計士 田中淳一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋水産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋水産株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

東洋水産株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 金子 能 周

公認会計士 田 中 淳 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋水産株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第74期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月10日

東洋水産株式会社 監査役会

常勤監査役	及	川	雅	晴	㊟
常勤監査役	高	橋		清	㊟
社外監査役	森			勇	㊟
社外監査役	高	野	伊久男		㊟

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

A series of 16 horizontal dashed lines, evenly spaced, spanning most of the width of the page, intended for writing.

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主優待に関するお知らせ

株主の皆様の日頃のご支援に感謝いたしまして、本年も株主優待制度を実施させていただきます。



自社製品詰め合わせセット

もしくは



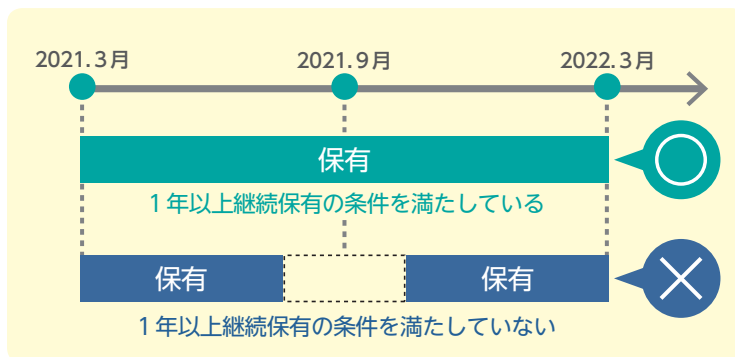
社会貢献団体への寄付
(日本ユニセフ協会)

優待対象株主様

1年以上継続保有された株主様 とさせていただきます。

1年以上継続保有とは

年2回(9月、3月) 確定する株主名簿に同じ株主番号で3回以上連続で記載され、その間で未保有期間が含まれないことをいいます。



下記に該当する場合は、株主番号が変更となる可能性がございますのでご注意ください。
株主番号の変更の有無については、お預けの証券会社にお問い合わせください。

1. 株式の名義人が変更となった場合

- ・相続
- ・証券会社の貸株サービスを利用した場合

2. 保有株式のすべてを売却し、買い戻した場合

- ・お預けの証券会社を変更した場合
- ・保有株式を一般口座からNISA口座に切り替えた場合

株主総会会場ご案内

開催日時 2022年6月23日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場 所 東京都港区海岸一丁目11番1号
ニューピア竹芝ノースタワー 1階
ニューピアホール



交通のご案内

- 東京臨海新交通 ゆりかもめ・・・竹芝駅東口より 徒歩約3分
- JR山手線・京浜東北線・・・浜松町駅北口より 徒歩約8分
- 都営地下鉄 大江戸線・浅草線・・・大門駅B1出口より 徒歩約9分
- 東京モノレール・・・浜松町駅中央口より 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。